

# 公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第2項の規定による漁港管理者の監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないため、同条第4項の規定により、次のとおり措置することについて公告する。

令和7年1月21日

漁港管理者

福井県知事 杉本 達治

## 1. 対象工作物の所在及び種類等

### (1) 所在

福井県 小浜市 一番町

### (2) 対象工作物

種類	高さ(m)	面積 (㎡)	材質
クレーン	5.0	4 m × 1 m	鉄

位置図	現地写真
 <p>Google マップからのスクリーンショットに加工</p>	 <p>2025/01/07 撮影</p>

2. 監督処分に係る措置を命ずる理由

小浜漁港指定管理施設内に、所有者不明の鉄製クレーンが長年放置され、全体の錆付きがひどく、老朽化により強風等で倒壊する恐れがあり、漁港施設の損傷や、指定管理施設利用者をはじめとする第三者への危害を防止するため。

3. 当該工作物の所有者の行うべき措置

当該工作物の所有者は、令和7年2月28日（金）までに漁港管理者の指示に従い、当該工作物を撤去しなければならない。

4. 漁港管理者の行う措置

当該工作物の所有者が、期限内に3の措置を行わないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を撤去するものとする。

なお、工作物の撤去に要した費用は、法第39条の2第10項の規定により、当該措置を命ずべき者の負担とする。

5. 連絡先

〒917-0297 小浜市遠敷1-101  
福井県嶺南振興局 林業水産部 水産漁港課  
電話番号 0770-56-5903

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福井県知事に対して審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければならない。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。
- 3 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内および当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。